

幼保一体化について

平成23年2月

文部科学省

子ども・子育て新システム検討会議体制図

少子化社会対策会議

全閣僚で構成

行政刷新会議

「子ども・子育て新システム検討会議」

【共同議長】 玄葉 光一郎 国家戦略担当大臣
与謝野 馨 内閣府特命担当大臣（少子化対策）
蓮 舫 内閣府特命担当大臣（行政刷新）

【構成員】 片山 善博 総務大臣
野田 佳彦 財務大臣
高木 義明 文部科学大臣
細川 律夫 厚生労働大臣
海江田 万里 経済産業大臣
藤井 裕久 内閣官房副長官（衆・政務）

「作業グループ」

【主 査】 末松 義規 内閣府副大臣（少子化対策）

【構成員】 逢坂 誠二 総務大臣政務官
吉田 泉 財務大臣政務官
林 久美子 文部科学大臣政務官
小宮山洋子 厚生労働副大臣
田嶋 要 経済産業大臣政務官
阿久津幸彦 内閣府大臣政務官（国家戦略担当）

「子ども・子育て新システム検討会議事務局」

【事務局長】
内閣府副大臣（少子化対策）
【事務局長代理】
関係府省の局長クラスから事務局長が指名
【事務局次長】
関係府省の審議官クラスから事務局長が指名
【事務局員】
関係府省の職員から事務局長が指名

基本制度ワーキングチーム

幼保一体化ワーキングチーム

こども指針（仮称）ワーキングチーム

給付設計

【給付の全体像】

子ども手当(現金)

子育て支援(一時預かり等)

妊婦健診

その他の子育て支援

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館等
- ・ 新システムの事業として市町村の独自給付

出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)

幼保一体給付(仮称)

- ・ すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を提供

こども園(仮称)

- ・ 給付の一体化・・・幼保一体給付(仮称)
- ・ 幼稚園・保育所の一体化(こども園(仮称))
- ・ こども指針(仮称)の創設

等

多様な保育サービス

小規模保育、短時間利用者向け保育、早朝・夜間・休日保育、事業所内保育、広域保育、病児・病後児保育等

放課後児童給付(仮称)

利用者の選択に基づく給付の保障

サービスの確実な保障 = 市町村による認定
市町村関与の下、利用者と事業者の間の
公的幼児教育・保育契約(仮称)
市町村が適切なサービスの確実な利用を支援
利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付
・・・サービスの多様化の観点を踏まえた柔軟な制度設計と多様なサービスの特性への配慮

多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備

指定事業者の仕組みの導入
(多様なサービス類型ごとの基準)
イコールフットイング
・ 施設整備費の在り方の見直し、運営費の使途範囲の自由度の確保
撤退規制、情報開示等のルール化
質の向上の検討

基本制度・幼保一体化・こども指針(仮称)ワーキングチームの設置

(平成22年9月16日子ども・子育て新システム検討会議作業グループ決定)

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ(副大臣、政務官級会合)の下に、以下の3つのワーキングチームを設置。

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ

基本制度WT

- 子ども・子育て新システムの検討に当たって、子ども・子育て新システムの全体像や子ども・子育て会議(仮称)の運営の在り方等について、関係者と意見交換等を行う
- 「子ども・子育て会議(仮称)」への移行も視野に入れて開催
- 「幼保一体化ワーキングチーム」及び「こども指針(仮称)ワーキングチーム」における検討状況について、必要に応じて、報告を受ける

【開催実績】
10回開催

幼保一体化WT

- こども園(仮称)の機能の在り方など、幼保一体化の具体的な仕組みを専門的に検討する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

【開催実績】
7回開催

こども指針(仮称)WT

- 専門的検討が必要であり、また期間を要する「こども指針(仮称)」について、先行して議論を開始する
- 本ワーキングチームにおける検討状況については、必要に応じて、「基本制度ワーキングチーム」に報告する

【開催実績】
4回開催

各ワーキングチーム構成員

「基本制度ワーキングチーム」の構成員

未松 義規 内閣府副大臣
 秋田 喜代美 東京大学大学院教育学研究科教授
 池田 多津美 全国国公立幼稚園長会会長
 大日向 雅美 恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
 岡本 直美 日本労働組合総連合会会長代行
 奥山 千鶴子 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
 尾崎 正直 全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームメンバー、高知県知事
 菊池 繁信 全国保育協議会副会長
 倉田 薫 全国市長会社会文教委員長、大阪府池田市長
 駒村 康平 慶応義塾大学経済学部教授
 坂崎 隆浩 日本保育協会理事
 高尾 剛正 日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
 田中 常雅 東京商工会議所少子高齢化問題委員会副委員長
 田中 啓 静岡文化芸術大学文化政策学部准教授
 中島 圭子 日本労働組合総連合会総合政策局長
 北條 泰雅 全日本私立幼稚園連合会副会長
 宮島 香澄 日本テレビ放送網解説委員
 無藤 隆 白梅学園大学子ども学部教授
 両角 道代 明治学院大学法学部教授
 山縣 文治 大阪市立大学生活科学部教授
 山口 洋 日本子ども育成協議会副会長
 渡邊 廣吉 全国町村会常任理事、新潟県聖籠町長

「幼保一体化ワーキングチーム」の構成員

秋田 喜代美 東京大学大学院教育学研究科教授
 入谷 幸二 全日本私立幼稚園連合会政策委員会委員長
 大橋 由美子 全国国公立幼稚園長会副会長
 大日向 雅美 恵泉女学園大学大学院平和学研究科教授
 尾崎 正直 全国知事会子ども手当・子育て支援プロジェクトチームメンバー、高知県知事
 小田 豊 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
 柏女 霊峰 淑徳大学総合福祉学部教授
 金山 美和子 NPO法人マミーズ・ネット理事・長野県短期大学講師
 清原 慶子 東京都三鷹市長
 木幡 美子 フジテレビジョンアナウンサー
 佐久間 貴子 ベネッセスタイルケアチャイルドケア事業部長
 佐藤 秀樹 全国保育協議会保育施策検討特別委員会委員長
 菅原 良次 全国私立保育園連盟常務理事
 中島 圭子 日本労働組合総連合会総合政策局長
 普光院 亜紀 保育園を考える親の会代表
 古渡 一秀 NPO法人全国認定こども園協会副代表理事
 無藤 隆 白梅学園大学子ども学部教授
 山縣 文治 大阪市立大学生活科学部教授
 山口 洋 日本子ども育成協議会副会長
 渡邊 廣吉 全国町村会常任理事、新潟県聖籠町長

「こども指針（仮称）ワーキングチーム」の構成員

秋田 喜代美 東京大学大学院教育学研究科教授
 荒木 尚子 全国国公立幼稚園長会副会長
 池 節子 栃木県家庭教育オピニオンリーダー連合会会長
 大場 幸夫 大妻女子大学学長
 岡上 直子 全国幼児教育研究協会副理事長
 小田 豊 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長
 島田 教明 日本保育協会保育問題検討委員会委員
 竹下 美穂 保育園を考える親の会会員
 田中 雅道 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構理事長
 藤森 平司 全国私立保育園連盟保育・子育て総合研究機構研究企画委員
 松田 妙子 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事
 御園 愛子 全国保育協議会副会長・全国保育士会会長
 無藤 隆 白梅学園大学子ども学部教授
 山縣 文治 大阪市立大学生活科学部教授
 若盛 正城 NPO法人全国認定こども園協会代表理事
 渡辺 英則 全国認定こども園連絡協議会副会長

表中の は座長、 は座長代理。

「幼保一体化について(案)」の概要

(平成23年1月24日開催第6回幼保一体化ワーキングチーム資料)

(幼保一体化の目的)

これまでの幼保一体化の取組については、

仕事と子育ての両立のための支援が進み、就学前の子ども(5歳児)の約6割が幼稚園から小学校に入学する一方、保育所からも約4割の子どもが小学校に入学する中で、幼稚園・保育所を問わず、希望する全ての子どもに対し、生涯にわたる人格形成の基礎である質の高い幼児教育・保育を保障するという主として幼児教育の振興の視点、

仕事と子育てを両面で支援するなど社会全体で次代を担う子どもの育ちを支えるという主として次世代育成支援の視点、

家庭や地域の教育力・子育て力の低下、保護者の多様なニーズ等を踏まえ、家庭や地域の実情、保護者の多様なニーズ等に応じ、希望する全ての子ども及び子育て家庭を支援するという幼児教育の振興・次世代育成支援共通の視点、

という3つの視点がある。

以上を踏まえ、幼保一体化の目的は、次の3点とする。

(1) 質の高い幼児教育・保育の一体的提供

世界に誇る幼児教育・保育を全ての子に

(2) 保育の量的拡大

男女がともにあらゆる場面で活躍できる社会を目指し、女性の就労率向上や多様な保育のニーズに対応する保育の量的拡大を図るために

(3) 家庭における養育支援の充実

支援を必要とする全ての親子が全ての地域であらゆる施設において支援を受けられるように

「幼保一体化について(案)」の概要

(平成23年1月24日開催第6回幼保一体化ワーキングチーム資料)

(幼保一体化の具体的仕組み)

地域における幼児教育・保育の計画的整備 ～子ども・子育て新システムの創設～

- ・ 市町村は、地域における幼児教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画(仮称)を策定する。
- ・ 客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うことにより、多様な事業者の保育事業への参入を促進し、量的拡大を図る。

給付の一体化及び強化 ～幼保一体給付(仮称)の創設等～

- ・ 幼児教育・保育に係る給付を一体化した幼保一体給付(仮称)を創設することにより、幼児教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

施設の一体化 ～こども園(仮称)の創設～

- ・ 幼児教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供するこども園(仮称)を創設する。

(幼保一体化の進め方)

- ・ 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本方針を策定するとともに、給付の一体化及び強化等によりこども園(仮称)への移行を政策的に誘導する。
- ・ 都道府県については、広域自治体として、市町村の業務に関する広域調整等を行う。
- ・ 市町村においては、国による制度改正及び基本方針を踏まえ、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、地域における、満3歳以上の共働き家庭の子どもの状況、満3歳以上の片働き家庭の子どもの状況、満3歳未満の共働き家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要なこども園(仮称)、幼稚園、保育所等を計画的に整備する。

具体的な施策については、今後、地方自治体、関係者等と十分に協議を行う。

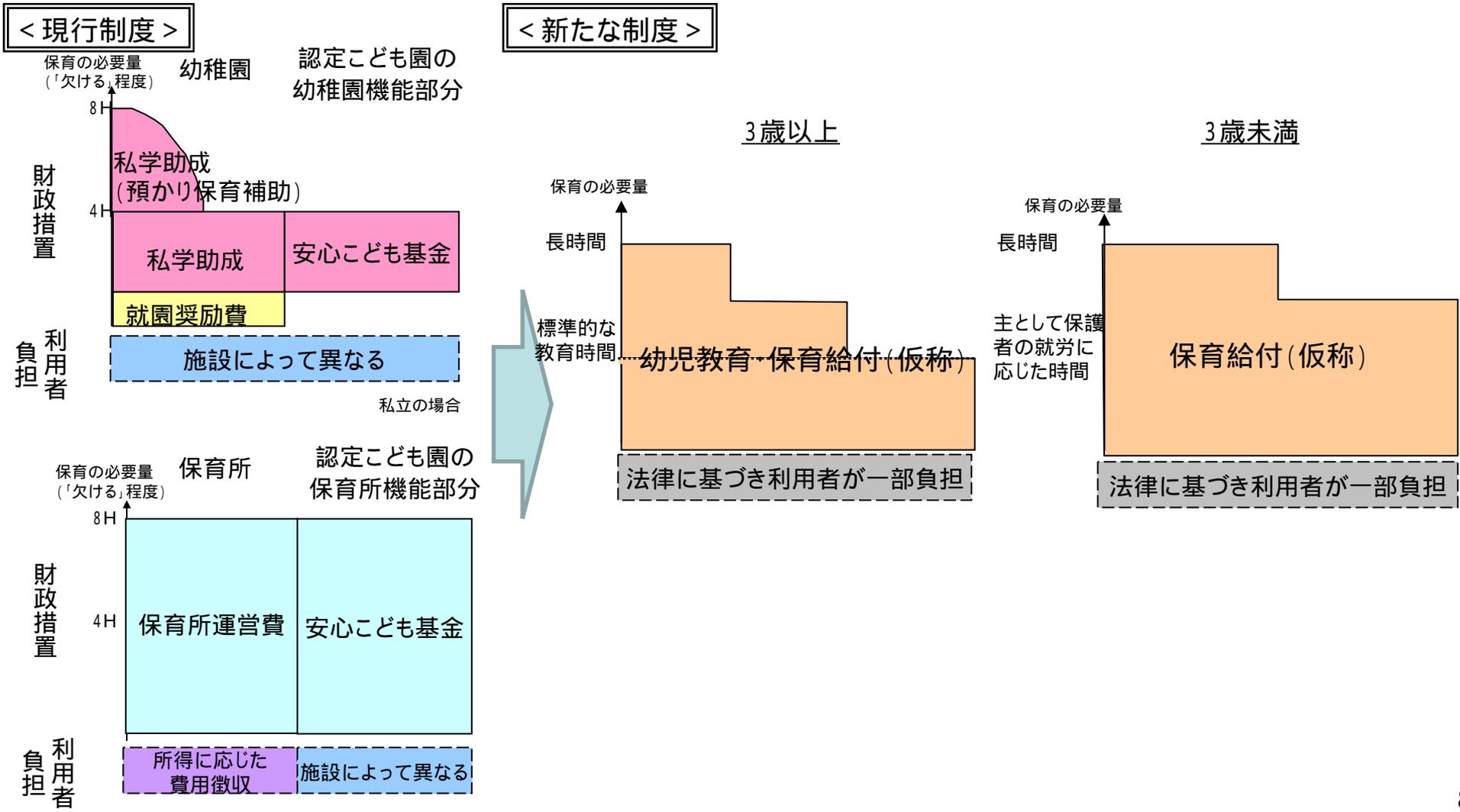
地域における幼児教育・保育の計画的な整備(イメージ)



幼保一体給付(仮称)の創設

幼保一体給付(仮称)については、次のような給付構成を基本とする。

- a. 3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する幼児教育・保育給付(仮称)
- b. 3歳未満児の保護者の就労時間等に対応する保育給付(仮称)



新たな制度における契約方式

幼保一体給付(仮称)については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に幼児教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。

例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。

契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的幼児教育・保育契約(仮称)とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。

入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準に基づき、選考を行う。

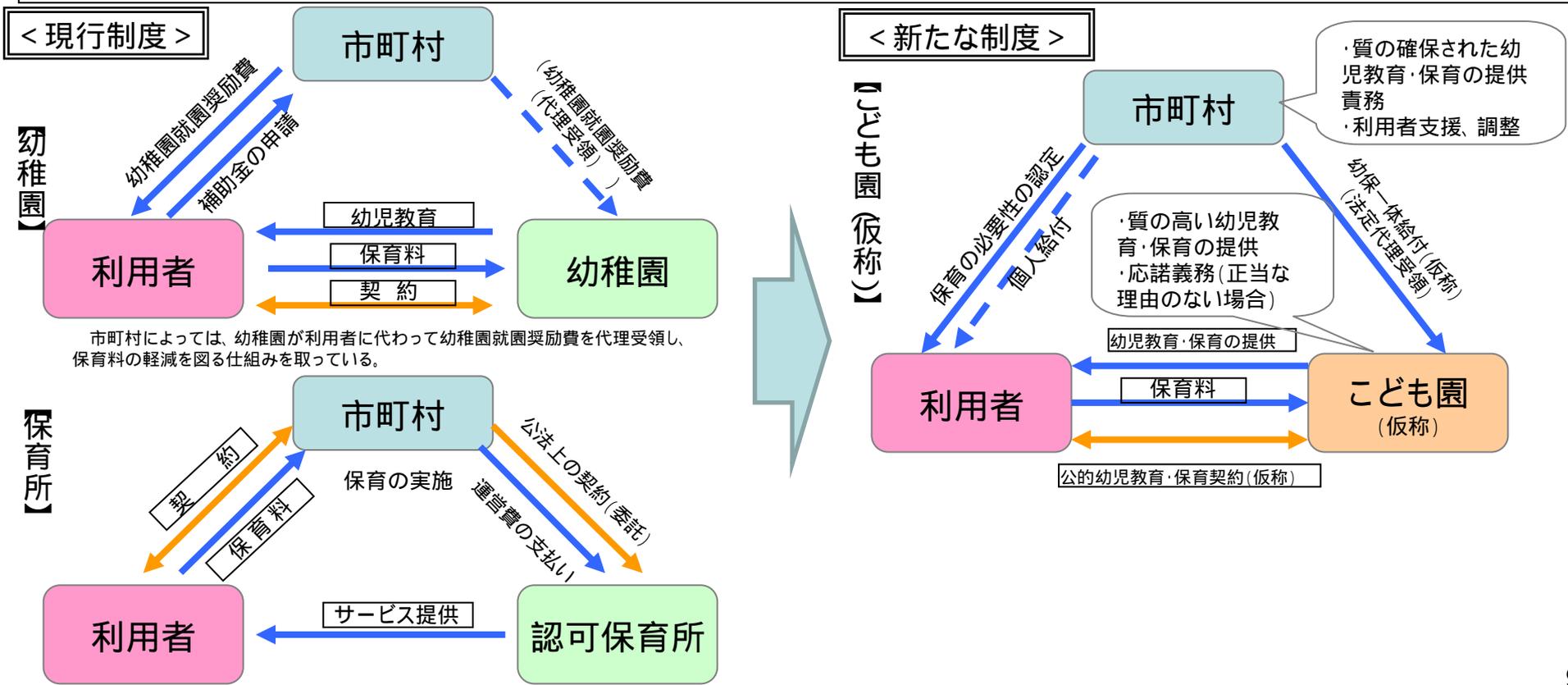
保育の必要性の認定を受けた子どもについては、保護者の就労状況等に基づく保育の必要度に応じて選定することを基本とする。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。

公的幼児教育・保育契約(仮称)に関する市町村の関与については、次の通りとする。

管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。市町村のあっせん(市町村による、利用可能な施設との契約の補助)による利用が必要と判断される場合には、保育の必要性の認定等と合わせて、市町村が利用可能な施設・事業者をあっせんする。

当面、保育需要が供給を上回っている場合には、市町村に利用希望を提出すること等により、市町村が利用調整を行う。

契約による利用が著しく困難と判断した場合には、市町村が措置による入所・利用を行う。



新たな制度における価格設定のイメージ

< 現行制度 >

保育所
(支出)

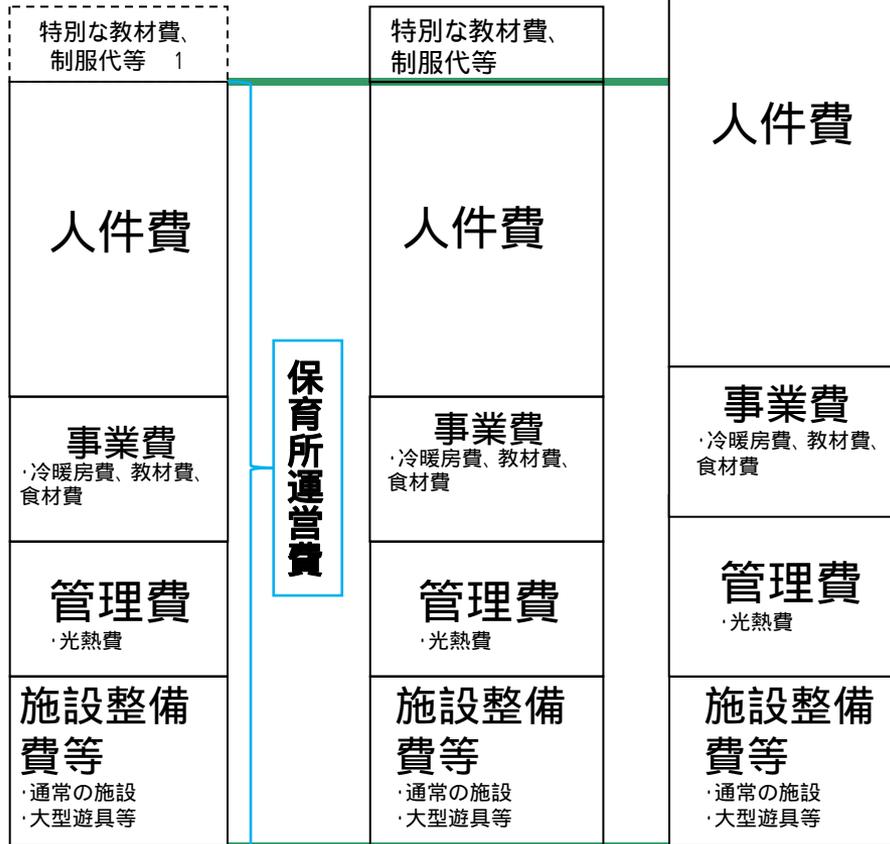
幼稚園(A)
(支出)

幼稚園(B)
(支出)

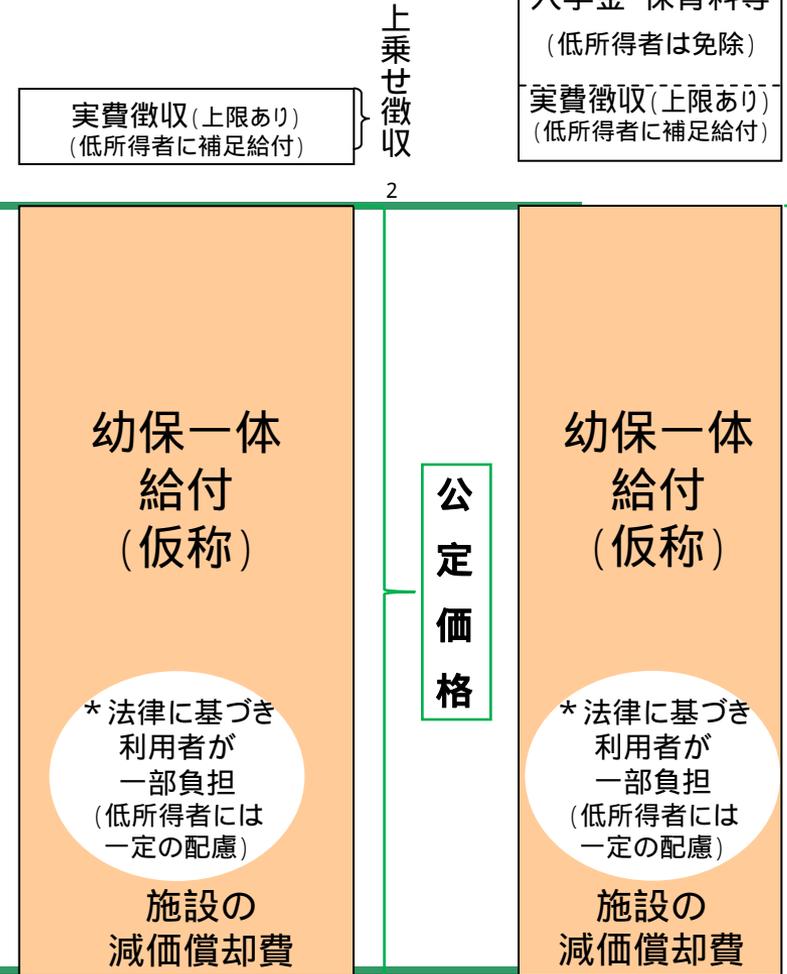
< 新たな制度 >

X施設
(収入)

Y施設
(収入)



1 市町村との協議が必要。



2 上乗せ理由及び徴収額については施設が情報開示。

3 実費徴収以外の上乗せ徴収(入学金・保育料等)は上限設定はしない。また、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

こども園(仮称)の創設

新たに「こども園(仮称)制度」を創設する。

「こども園(仮称)」は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法において、各々、1条学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

「こども園(仮称)」は、幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設とし、満3歳以上の子どもの受入れを義務付けることとする。

ア 満3歳以上児については、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。

また、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて、保育を必要とする子どもには保育を保障。

イ 満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じ、保育を保障。

なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等により、満3歳未満児の受入れを含め、こども園(仮称)への移行を促進する。

例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室等への補助制度を創設することなど。

現行制度

幼稚園の認可

標準時間

長時間

満3歳以上

教育
(学校教育)

教育
(学校教育)
教育
(学校教育)

満3歳未満

—

—

保育所の認可

保育に欠けない

保育に欠ける

満3歳以上

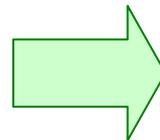
—

保育
(児童福祉)

満3歳未満

—

保育
(児童福祉)



新制度

こども園(仮称)の認可

保育を必要
としない

保育を必要
とする

満3歳以上

教育
(学校教育)

保育
(児童福祉)

教育
(学校教育)

満3歳未満

—

保育
(児童福祉)

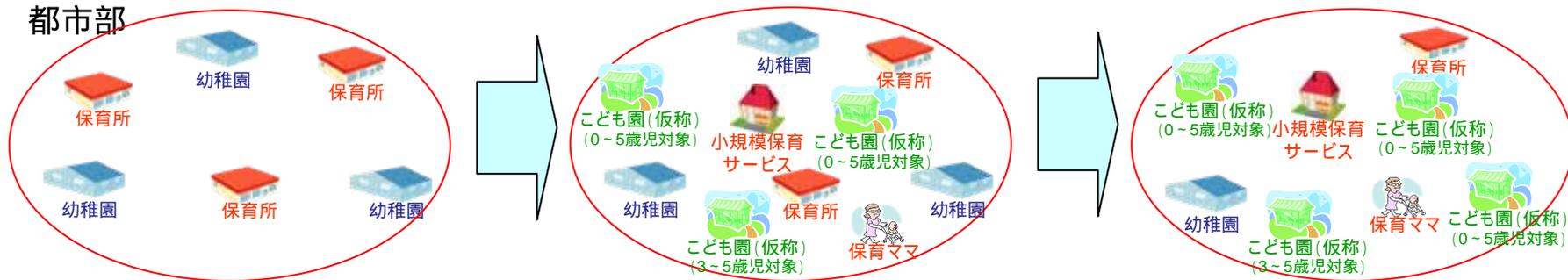
保育
(児童福祉)

幼保一体化の進め方(イメージ)

- ・ 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本方針を策定するとともに、財政措置の一体化及び強化によりこども園(仮称)への移行を政策的に誘導する。
- ・ 市町村においては、国による制度改正及び基本方針を踏まえ、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、地域における、満3歳以上の共働き家庭の子どもの状況、満3歳以上の片働き家庭の子どもの状況、満3歳未満の共働き家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要なこども園(仮称)、幼稚園、保育所等を計画的に整備する。
3歳以上児を対象としない現在のいわゆる乳児保育所のような保育所。

(例)

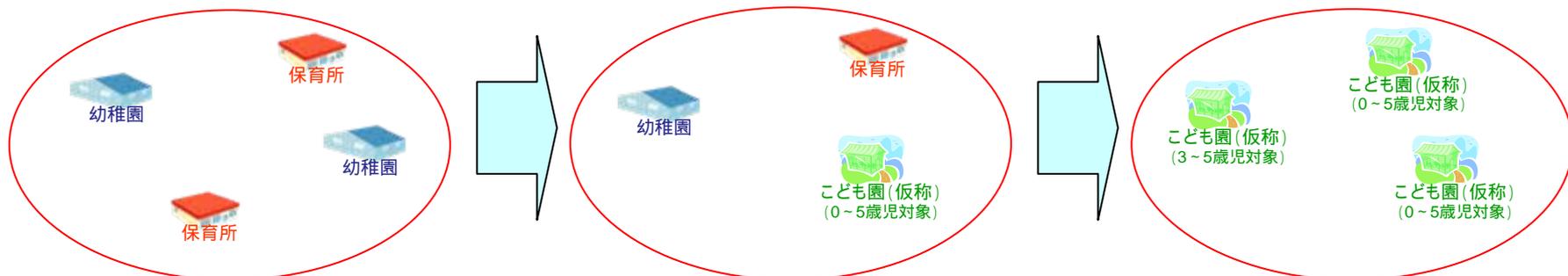
都市部



- ・ 幼児教育や保育のニーズの増大に応じ、こども園(仮称)を始め地域の実情等に応じた幼児教育・保育の提供体制の整備を行う。

- ・ 将来的に、子どもの減少局面を迎えたときには、市町村の計画に基づき、既存施設のこども園(仮称)への移行を推進する。

人口減少地域



- ・ 子どもの減少に応じ、市町村の計画に基づき、既存施設のこども園(仮称)への移行を推進する。